

君津市本庁舎再整備のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 君津市本庁舎の再整備や防災拠点に関する事項について検討するため、君津市本庁舎再整備のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 本庁舎再整備の方針に関すること
- (2) その他庁舎再整備に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者及び学識経験者を委員として組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長の指名する者とする。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 第3条に定める委員がやむを得ない理由により委員会を欠席する場合、委員長は、当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、委員を追加できるものとする。

(幹事会)

第6条 委員会を円滑に運営するため、必要に応じて幹事会を置くことができる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部資産管理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月12日から施行する。

別表（第3条）君津市本庁舎再整備のあり方検討委員会委員名簿

委 員	総務部	総務課長
委 員	総務部	危機管理課長
委 員	企画政策部	企画課長
委 員	企画政策部	経営改革推進課長
委 員	財政部	財政課長
委 員	建設部	住宅営繕課長
委 員	建設部	建設計画課長
委 員	消防本部	消防総務課長